

会則の付則2により次の内規を定める。

大学英語教育学会会則内規

(名称)

第1条 会則に言う大学とは、大学、短期大学、高等専門学校を指すものとする。

(全国大会)

第2条

1. 全国大会の企画・運営は本部及び開催担当支部の役員を中心に運営委員会を組織してこれに当たる。
2. 全国大会は毎年開催し、各支部が1年ごとに持ち回りで担当することを原則意図する。担当は3年先まで決めておく。
3. 全国大会委員長は支部長またはそれに代わる者とする。
4. 研究発表の選考は全国大会開催担当支部と本部が行う。
5. 大会参加者は参加費を納めるものとする。

(紀要)

第3条 紀要については、本部及び各支部より担当者を若干名ずつ選出し編集方針、論文の審査方法、印刷の体裁など紀要発行のすべてについて決定し、実際の作業は発行を担当した本部または支部が行う。

(JACET 通信)

第4条 JACET 通信は年4回発行するものとし、本部及び各支部より担当者を若干名選出し、編集方針を定め、発行に伴う作業は本部が行う。

(JACET 賞)

第5条

1. 本賞は英語教育における研究または実践上の顕著な業績を通して我が国における大学英語教育の改善と進歩・発展に寄与した個人または団体に対して与えられる。
2. 受賞者はJACET 賞選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。
3. 授賞は原則として年度ごとに1件とし、授賞式は全国大会において行う。
4. 受賞者に対しては、賞状とともに記念品を贈呈する。

(会員の権利)

第6条

1. 会員は本会の定期刊行物の配布を受ける。
2. 会員は大会、セミナー、講演会など本会の催しに参加することができる。
3. 一般会員は所定の手続きを経て全国大会、支部大会、紀要、JACET 通信等において研究発表を行うことができる。

(会費)

第7条 本会の会費は次の通りとする。

1. 一般会員 年額 8,000 円 在外会員は一般会員に準ずるが定期刊行物郵送料として、4,000 円(航空便の場合) または3,000 円(船便の場合)を別に納める。なお、学生会員は年額5,000 円とする。また年額 13,000 円を納めた者を維持会員、一時に200,000 円以上を終身維持会員とする。
2. 団体会員 年額 20,000 円
3. 賛助会員 年額 1口 30,000 円
4. 名誉会員からは会費を徴収しない。

5. 会費は年度初めに納入するものとし、会費納入がない場合は会員の資格を失う。

(支部)

第8条

1. 支部は次の通りとする。
北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、関西支部、中国・四国支部、九州・沖縄支部
2. 本部と支部との連絡会議を春季及び全国大会開催時その他必要に応じて開く。

(理事会)

第9条

1. 理事会は正副代表幹事及び必要に応じてその他の役員も陪席させることができる。
2. 理事会の議長は会長が務める。
3. 理事の人数はおよそ会員 150 人に 1 人とする。ただし、各支部 1 名を下らないようにする。

(評議員会)

第10条

1. 評議員は本学会会員で、所属大学等で重きをなし、本学会と大学との間を繋ぎ、本学会のために貢献する役割を担う。
2. 評議員は原則として、大学の現役の専任教員とし、同一大学からは 1 名とする。
3. 評議員の人数はおよそ会員 40 名に 1 人とする。ただし、各支部 5 名を下らないようにする。評議員の現在数がこれを上回る場合は原則として補充を行わない。
4. 評議員会には、会長、副会長、理事、監事も出席する。また必要に応じその他の役員も出席することができる。
5. 評議員会の議長及び副議長は評議員の中よりそのつど選出する。

(総会)

第11条

1. 総会は一般会員によって構成する。
2. 総会の議長及び副議長は評議員の中よりそのつど選出する。

(会計)

第12条

1. 会計担当者は、本部より理事 1 名及び運営委員若干名を会長が選び、会計担当として委嘱する。
2. 本部及び支部の予算決定は次のような手続きによる。
 - 1) 本部及び支部は毎年 3 月末日までに予算案を理事会に提出する。
 - 2) 提出された予算案は理事会及び評議員会の審議を経て総会の承認を得る。
3. 支部は本部より配分された予算の用途について支部監事の監査を受けたのち本部に決算報告をする。

(内規の改正)

第13条 この内規の改正は理事会によって提案され評議員会及び総会の出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とするものとする。

(付則)

この内規は 1990 年 9 月 6 日より施行する。

- 改正 1993 年 9 月 8 日一部改正
1994 年 9 月 9 日一部改正
1995 年 9 月 15 日一部改正
2001 年 9 月 14 日一部改正
2002 年 9 月 7 日一部改正
2005 年 9 月 8 日一部改正